

組合相談コーナー 理事会の定足数について

組合の定款で理事定数に幅がある場合の理事会での定足数は何人になるのか？

理事会の議事は、議決に加わることができる理事(以下単に「理事」という。議決に加われないのは特別利害関係人)の過半数が出席してその過半数で決することになっています。

定足数は理事の実在数の過半数

この成立要件の数は、理事会開催日の理事の人数を基準にカウントします。理事定数が「10人～12人」で10人の理事が実在し、特別利害関係人がいなければ、10人の過半数は6人以上ですから、6人が定足数になります。

理事の人数が定数の幅の範囲内であれば、実際にいる理事の数を基準にします。問題は、下限の10人を割ってしまった場合です。中小企業等協同組合法が規定する理事の最低数は3人です。極端な話、3人になってしまっても、その過半数の2人が出席すれば理事会は成立するのでしょうか。

組合で決めた定数が10人～12人であるのに、3人に減ったから定足数は2人だ、というのは不自然ですから、歯止めが必要です。歯止めは、下限の過半数と考えられています。下限の半数以下の理事会はあり得ないということです。理事の実在数が10人を割った場合は、6人を定足数にします。

下限の人数を割った場合は 下限の人数の過半数

理事数が下限の10人だったが、脱退や死亡で7人になってしまった、この場合の理事会の定足数は、7人の過半数4人ではなく10人の過半数の6人と考えるのです。

下限の数10人は組合が自ら決めた理事の最低人数です。その10人の過半数である6人の理事会ならば、通常の組合運営でもあり得ないことはありません。ですから、下限の過半数は、理事会の必要条件というわけです。

それでは、下限の過半数以下になった場合にはどうすればよいのでしょうか。

下限が10人の場合、理事が5人以下になったら理事会は開催できません。理事会を開けなければ、補充選挙の総会も開けません。そうした事態になる前に、補充選挙をするか、定数を減らす定款変更をすべきだということになります。

理事が4人残っていて全員賛成なら、成立要件は満たしていても可決要件をクリアしているから、問題ないではないかと思われそうですが、そもそも全員賛成を前提とした理事会はあり得ないと考えべきです。

もし、不幸にも理事に大量の欠員が生じて、理事会開催不能の事態となった場合は、組合員が行政庁の承認を得て総会を開催し、理事の選出を行い理事会を開催できる体制を整備することになります。

このほか、理事会の開催等に関してご不明な点等がございましたら、お気軽に本会事業振興部(☎018-863-8701)までお問い合わせください。

年度末事務セミナーを開催します

多くの組合では、3月末日の決算期を迎えます。そこで、本会では決算関係書類の作成や総会開催準備、登記や税務申告などの事務手続きを解説する年度末事務セミナーを開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

■ テーマ

1「組合特有の税務会計のポイント及び税制優遇措置の活用について」

講師：大坂良宏税理士事務所 大坂良宏税理士

2「年度末事務手続きの留意点について」

講師：本会指導員

■ 日 時：3月12日(火) 13:30～16:30

■ 場 所：ホテルメトロポリタン秋田

■ 受講料：1名につき1,200円

■ 申込締切：3月1日(金)

■ 当日は電卓・筆記用具をご持参ください。

■ 申込み・お問い合わせ先は商業振興課まで

☎018-863-8701